

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1248号)

平成26年3月14日

横 情 審 答 申 第 1248 号

平 成 26 年 3 月 14 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成25年9月27日教西指第307号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立特定中学校における体罰実態調査の有効回答用紙の事実関係確認用紙、回答用紙」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が「横浜市立特定中学校における体罰実態調査の有効回答用紙の事実関係確認用紙、回答用紙」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立特定中学校における体罰実態調査の有効回答用紙の事実関係確認用紙（以下「文書 1」という。）、回答用紙（以下「文書 2」という。以下文書 1 及び文書 2 を総称して「本件申立文書」という。）」の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年 8 月12日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 2 号及び第 6 号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

文書 2 に記載された回答者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 調査の実施に当たっては、「回答の結果は、調査の目的以外では利用しません。個人情報などについては、秘密を守りますので、体罰を受けたり、見たりしたことがある場合には、事実を記入してください。」と明記して回答を依頼したものであり、回答者は公表されないことを前提に回答している。これは、体罰を受けたり見聞きしたりしていながら、自分が情報源であることを周囲に知られることを不安に思い、正直に書くことをちゅうちょしてしまうということを回避し、事実を把握するという調査目的のための、極めて重要な回答条件である。

イ 非開示とした項目を開示することにより、調査に関する生徒及び保護者からの信頼が損なわれるおそれがある。学校生活における事実を正確に把握するためには、生徒及び保護者の協力が不可欠であるが、それは学校との信頼関係がなけれ

ば得られないものである。今回の調査への信頼が損なわれることは、今後の学校生活における様々な事案の情報提供依頼への生徒及び保護者からの協力が得られず、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件申立文書のうち、文書１に記載された「否定または確認不可の理由」及び「認定された事実の概要」並びに文書２に記載された回答内容については、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書のうち、生徒の氏名を除き全部を開示することを求める。
- (2) 本件申立文書は、文部科学省の指示により全国の国公立小中高等学校で実施された体罰に係る調査に関する文書である。条例第７条第２項第２号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。もし、本件申立文書を開示しない場合は、横浜市立の学校においては、今なお生徒の生命、身体的・精神的健康及び生活が脅かされていると認めることとなる。また、他都市の教育委員会では体罰事案の報告文書を学校名及び教員名を含めて開示している。実施機関のみが根拠理由により本件申立文書を非開示とする場合、人権侵害及び憲法違反に該当する。

5 審査会の判断

- (1) 体罰の実態調査に係る事務について

文部科学省では、児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、各都道府県及び各政令指定都市の教育委員会教育長等に対し「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（平成25年１月23日24文科初第1073号）」により、体罰の実態について把握し、報告するよう依頼した。この依頼を受け、実施機関では、横浜市立小中学校、高等学校及び特別支援学校の全教職員、全児童生徒及び保護者を対象に「学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」（以下「本調査」という。）を実施した。本調査では、教職員に対しては学校長が一人一人に聞き取りを行い、児童生徒及び保護者に対してはより正確に実態を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。

児童生徒及び保護者から実施機関へ提出されたアンケート調査の回答用紙は、小

中学校については各学校教育事務所で集約を行い、学校名及び体罰についての具体的で事実確認が可能な内容が記載された回答用紙を有効回答とし、各学校に事実確認を依頼した。学校長は有効回答用紙を基に事実確認を実施し、その結果を有効回答用紙の事実関係確認用紙に記載し、学校教育事務所に報告した。学校教育事務所では、取りまとめた調査結果を、本調査の所管課である教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課へ報告し、同課では、全横浜市立学校の調査結果を取りまとめ、文部科学省へ報告した。実施機関はその結果を「体罰の実態調査に係る文部科学省への報告について」として平成25年6月7日に記者発表を行った。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、特定中学校における本調査に係る有効回答用紙の事実関係確認用紙及び有効回答用紙である。

イ 文書1は、有効回答用紙の事実関係確認用紙であり、学校長が事実関係を確認した結果が記載されている文書である。文書1には、学校名、整理番号、「事実関係の確認」、「否定または確認不可の理由」、「認定された事実の概要」等が記載されている。

ウ 文書2は、有効回答用紙であり、生徒及び保護者が提出した回答用紙のうち、学校名及び体罰について具体的で事実確認が可能な内容が記載されたものである。文書2には、学年、性別、氏名、学校名、回答内容等が記載されている。

エ 実施機関は、文書1に記載された「否定または確認不可の理由」及び「認定された事実の概要」並びに文書2に記載された回答内容を条例第7条第2項第6号に該当するとして、非開示としている。また、文書2に記載された回答者の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 当審査会において、本件申立文書を見分したところ、文書1の「否定または確認不可の理由」及び「認定された事実の概要」は、学校長が記載したものではあるが、回答者が文書2に記入した回答がほぼ原文のまま転記され、その具体的な

内容が記載されていることが認められた。また、文書２の回答内容には、選択によって記された番号のほかに、本調査や学校生活に関する率直な意見・要望が回答者の自筆により具体的に記載されていることが認められた。

これらの情報は、実施機関が「回答の結果は、調査の目的以外では利用しません。個人情報などについては、秘密を守りますので、体罰を受けたり、見たりしたことがある場合には、事実を記入してください。」という説明を付して本調査への回答を依頼したことから、当然に、個々の回答内容が記載されている本件申立文書を公開しないことを実施機関が約束したものと回答者が信頼したため、得られたものと解される。

体罰を含め学校生活における正確な事実を把握するためには、生徒及び保護者の協力が必要不可欠であって、それは学校との信頼関係があって得られるものである。回答内容が公になると、生徒及び保護者は自分たちの回答内容の秘密が守られないような調査に信頼を置かず、実施機関との信頼関係が損なわれることが容易に推測される。また、回答内容が第三者に知られることを懸念した生徒及び保護者が率直に回答しなくなるなど、今後実施機関が行う同種の調査依頼に対して、生徒及び保護者からの協力が得られず、学校生活における正確な事実を把握することができなくなり、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、文書２の回答内容並びにその内容がほぼ原文のまま転記されている文書１の「否定または確認不可の理由」及び「認定された事実の概要」については、公にすることにより学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、いずれも本号に該当する。

(4) 条例第７条第２項第２号の該当性について

ア 条例第７条第２項第２号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が文書２を見分したところ、回答者である生徒の氏名が記載されていることが認められた。当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年9月27日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年10月17日 (第163回第三部会) 平成25年10月24日 (第238回第一部会) 平成25年10月25日 (第243回第二部会)	・諮問の報告
平成25年11月21日 (第165回第三部会)	・審議
平成25年12月5日 (第166回第三部会)	・審議
平成26年1月16日 (第167回第三部会)	・審議
平成26年2月6日 (第168回第三部会)	・審議